

保護者の皆様へ

## 令和2年6月1日からの保育園再開における感染拡大防止対策について

平素より本区保育事業にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

また、令和2年4月10日（金）からの臨時休園におきましては、多くの保護者の皆様にご自宅での保育にご協力をいただき心よりお礼を申し上げます。

さて、国の緊急事態宣言が解除された場合、区内の保育園は令和2年6月1日（月）から再開することとしています。

再開にあたって、保育園においても感染症対策を実施して参りますが、厚生労働省からの通知（裏面参照）を踏まえ、感染拡大を防止するための対策を更に行って参ります。つきましては、当面の間、下記のと通りの対応といたしますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

記

### 【登園時のお願い】

- 登園する前に、必ず、すべての園児・保護者の検温をお願いいたします。
- 原則、発熱（目安 37.5 度以上）や呼吸器症状が認められる場合は、登園を避けご自宅でお過ごしいただくようお願いいたします。
- 発熱（目安 37.5 度以上）や呼吸器症状が認められた場合は、解熱後 24 時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、登園を避けご自宅でお過ごしいただくようお願いいたします。

※ 保育士より体調について、お声がけする場合があります。

※ 必要に応じて、保育園においても検温いたします。発熱や呼吸器症状が認められる場合は、すみやかなお迎えをお願いいたします。

※ 発熱（目安 37.5 度以上）や呼吸器症状が認められる場合は、必ず電話にて発熱状況等をお知らせいただき、欠席のご連絡をお願いいたします。

※ 保護者に発熱（目安 37.5℃以上）がある場合、登降園の際の引き渡しは、屋外で行いますのでご協力をお願いいたします。

### 【その他のお願い】

- 感染拡大防止のため、当面の間は大人数が集まって行う行事等を中止します。再開にあたっては今後の状況を踏まえて判断いたしますので、ご理解の程お願いいたします。
- 万が一、当施設で新型コロナウイルスの感染者が確認された場合は、施設を臨時休園することとなります。その間は、代替の施設も含めて保育は利用できません。
- 今後も安全に保育園を運営するために、ご理解ご協力をお願いいたします。

別紙

## 保育所等における感染拡大防止のための留意点

(職員等について)

- 保育所等の職員については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱や呼吸器症状（以下「発熱等」という。）が認められる場合には、出勤を行わないことを徹底する。保育所等にあつては、該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるように努めること。

過去に発熱等が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意すること。

ここでいう職員とは、子どもに直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所の全ての職員やボランティア等を含むものとする。

委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱等が認められる場合には立ち入りを断ること。

- 該当する職員については、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について（令和2年5月8日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）」を踏まえ、適切な相談及び受診を行うこととする。

(子どもについて)

- 保育所等の登園に当たっては、登園前に、子ども本人・家族又は職員が必要に応じて本人の体温を計測し、発熱等が認められる場合には、利用を断る取扱いとする。

過去に発熱等が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該子どもの健康状態に留意すること。

上記にかかわらず、病児保育事業の利用について妨げるものではないが、当該子どもの保育所等が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休園を実施している場合等については、感染の状況や受診した医師の診断を参考に、利用の可否について、慎重に判断すること。

- 市区町村や保育所等においては、都道府県等や衛生主管部局、地域の保健所と十分に連携の上、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で保育所等において必要な対応がとられるように努めるものとする。